

2017年11月 1日

九都県市首脳会議

| | |
|--------|---------|
| 相模原市長 | 加山 俊夫 様 |
| 埼玉県知事 | 上田 清司 様 |
| 千葉県知事 | 森田 健作 様 |
| 東京都知事 | 小池百合子 様 |
| 神奈川県知事 | 黒岩 祐治 様 |
| 横浜市長 | 林 文子 様 |
| 川崎市長 | 福田 紀彦 様 |
| 千葉市長 | 熊谷 俊人 様 |
| さいたま市長 | 清水 勇人 様 |

九都県市首脳会議に対する要請書

日本労働組合総連合会

東京都連合会 会長 岡田 啓



神奈川県連合会 会長 柏木 教一



千葉県連合会 会長 小谷 裕



埼玉県連合会 会長 小林 直哉



日頃より日本労働組合総連合会（連合）ならびに私ども首都圏地方連合会の諸活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

私ども連合がめざしている、「働くことを軸とする安心社会」を構築するためにも、低賃金・不安定雇用・長時間労働などの問題を解消するとともに、最低賃金の引き上げ、雇用のマッチング機能強化、若年者・女性・高齢者・障がい者が働きやすい環境の整備や雇用対策の強化などを通じてディーセントワークを実現し、仕事の質の向上につなげていかなければならないと考えます。

景気回復の恩恵は働く者・生活者には広く行き渡っておりません。こうした中、政府は「働き方改革」において時間外労働時間の上限規制を進める一方で、「成長戦略」の名のもとに長時間労働を助長しかねない裁量労働制の適用拡大や高度プロフェSSIONナル制度の創設も進めようとしております。真の経済好循環を実現するためには国民生活の雇用不安と将来不安を払拭し、底上げ・底支え、格差是正につながる政策が必要です。

また、東日本大震災から6年半が経過しております。国は復興期間を10年間と定め、後半5年間を被災地の自立につなげる「復興・創生期間」と位置づけています。本格復興を着実に進めるためには、政策面・財政面からのバックアップによる取り組みの加速化が必要です。

首都圏はこれまで、日本の政治・経済・社会の牽引役としての機能を果たしてきました。直面する課題の解決に向けた役割は大きく、九都縣市首脳会議に寄せられる期待はとりわけ大きなものがあります。

貴会議が仕事の質の向上や雇用不安、将来不安等を払拭し、安全で安心して暮らすことができる社会の構築に最大限のリーダーシップを発揮されることこそ、首都圏勤労者の願いであり、国民の願いであります。

第72回九都縣市首脳会議の開催にあたり、私たち地方連合会は喫緊の課題に絞り、下記のとおり要望致しますので共同して取り組まれますことをお願い申し上げます。

記

<雇用・労働対策>

1. 労働者保護の視点で「労働者派遣法」「労働契約法」「高年齢者雇用安定法」の趣旨を勤労者ならびに企業に対し周知徹底すると共に、非正規労働者の雇用の安定、同一労働同一賃金、公正処遇の確保に努めること。特に平成30年からの労働契約法の無期転換ルール適用を踏まえ、不当解雇や雇い止めの増加が懸念されることからその対策を強化すること。

また、正規雇用を希望する非正規労働者の正規雇用への転換を推進すること。

2. 長時間労働の是正に向けて、労働時間の短縮や年次有給休暇の完全取得、休息時間（勤務間インターバル）規制の導入など、「ワーク・ライフ・バランス憲章」「行動指針」を踏まえて、労働者の健康・安全およびワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取り組みを推進すること。
また、時差通勤やテレワークなど働き方の見直しや課題とされている教育現場における超過勤務の実態を把握し、実効性のある超過勤務規制・対策を講ずること。
3. 女性が社会の重要な一員として働き続けられるための環境整備（教育・育児・介護など）を進めるとともに、その促進のために取り組んでいる企業ヘインセンティブを講ずること。
4. 高齢化社会の急速な進行により首都圏における介護現場の人手不足は深刻である。その解決策の一つとして、介護報酬の仕組みや労働環境の整備を再構築するよう国に働きかけること。あわせて、介護職員処遇改善加算について、平成30年度以降も継続するよう国に働きかけるとともに、介護労働者の賃金改善に正しく反映されているかチェックすること。
5. 障がい者の就業を通じた社会参加を進め、障がいの特性や度合いに応じた教育・福祉施設との連携、ハローワークを核とした地域のネットワーク、企業に対するサポート等を重視した就労支援策を行うこと。
6. あらゆる公契約においては、安さを追求する競争入札でなく、事業に従事する労働者の適正な労働条件の確保ならびに公共サービスの質の向上や地域経済の健全な発展に資する入札とするため、「公契約条例」の制定に向けた検討を進めること。
7. メンタルヘルス対策について、労政事務所・地域産業保健センター・保健所・精神保健福祉センター等を事業所以外の相談機能として位置づけ、地域と職場が連携して取り組むこと。
8. 現在進められている総合特区制度を活用した各種政策の展開にあたっては、めざす経済効果や雇用創出量を明らかにし、民泊などの課題把握を図り、産業政策と雇用政策を一体的に安心・安全を確保して進めること。

<生活・福祉対策>

1. 地域医療の充実と医師・看護師不足の解消に向けた施策を講じること。
 - (1) 産婦人科医療体制について、病院・医師の適正配置に努めること。
また、各医療圏にNICU（新生児特定集中治療室）を有する医療機関を早急に設置する等、安心・安全の周産期医療を確立すること。
 - (2) 潜在医師・看護師の現場復帰を促進するとともに、多様な勤務形態を導入する等、労働条件ならびに処遇を改善すること。
 - (3) 病院・医師・看護師の遍在を解消し、医療の地域間格差の解消に取り組むこと。

2. 子ども・子育て支援事業を積極的に進め待機児童ゼロを早期に達成することはもとより、利用者ニーズに合ったものとなるよう子育て支援の質の向上を図ること。特に待機児童に算入されない潜在的待機児童数、およびその理由を把握し、全ての希望する子どもが保育所に入所できるようにすること。
また保育人材の確保ならびに処遇の改善を図ること。

3. 日本の「子どもの貧困率」は、13.9%（2016年国民生活基礎調査）に達し7人に1人の子供が貧困状態である。改善傾向にあるものの深刻化する「貧困の連鎖」を断ち切るため、特にひとり親家庭への就業や住居支援などの対策に取り組むこと。（就学前教育や高校の無償化の検討など）

4. 生活困窮者自立支援法に基き、生活困窮者支援に向けて地域における課題の把握を行い、実態に即した生活困窮者の自立や就労支援に取り組むこと。
また、必須事業にとどまらず国庫補助の少ない任意事業についても積極的に取り組むこと。

5. 改正障害者差別解消法の一部が施行されたことを踏まえ、障がい者が差別を受けることなく生活を送ることができるようにするなど、より実効性を高める取り組みを進めこと。
また、企業が本法律の趣旨を正しく理解し実行できるよう啓発に取り組むこと。

6. 無認可・無届けの有料老人ホームの、実態の把握を進め、入居者の人権確保を図ること。

＜防災対策＞

1. 首都圏における大規模災害を想定し、避難・救護活動および復旧活動に必要な資機材・救援物資の受け入れ・輸送・中継などについて、各自治体・団体とのネットワーク体制を強化すること。
2. 九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会策定の広域防災プランに基づき、震災・風水害を想定した対策等の準備状況（備蓄状況等）についてチェックすると共に住民への周知を進めること。
また、その実効性の検証をはかるため、行政・企業・住民合同の防災訓練を季節毎に実施すること。
3. 災害発生直後からボランティア活動が円滑に進められるよう、NPOや労働組合をはじめとするボランティア活動を行う主要な団体と定期的に協議を行う体制整備を行うこと。
4. 近年、都市部においても集中豪雨や雪害など、想定を超える災害が発生していることから、各地域における住民の避難方法や各交通網の防災および機能復旧に向けた対策を強化すること。
5. 今後発生が予想される自然災害に対応できる業務継続計画（BCP）の改定を行うとともに、まだ策定していない中小企業に対し策定支援（雇用確保に向けた施策、地域単位での策定、避難所の提供などに対する支援含む）を行うこと。

＜治安・防犯対策＞

1. 九都県市の連携をはかり犯罪の増加・凶悪化を抑制するとともに首都圏における防犯対策を強化すること。
2. 犯罪から子どもや高齢者を守るため、犯罪が起こりにくい先進事例（防犯のまちづくり、地域住民との協同による自主防犯体制、青少年教育等）の情報を共有し、市町村の取り組みを積極的に支援すること。特に近年、巧妙化している特殊詐欺（オレオレ詐欺など）や青少年犯罪への対策を強化すること。

＜環境・エネルギー対策＞

1. 公共施設の屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化など、都市の隙間に着目した緑化の促進をはじめとするヒートアイランド対策や、低炭素エネルギー・再生可能エネルギーの利用促進・スマートグリッドの推進などについての先進的な事例を共有し、民間と一体となって積極的に推進・導入していくこと。

また、取り組みの効果の検証を行い、広く周知すること。

2. 太陽光発電、燃料電池、低公害自動車等の省エネルギーおよびCO₂削減効果が高い新エネルギーシステムを公共施設に積極的に導入すること。

また、電気自動車の充電施設などインフラ整備と併せ、燃料電池車の普及には水素充填施設の普及が必要となることから、それぞれ行政として整備に向けた方針の作成と支援を行うこと。

＜2020年東京オリンピック・パラリンピック＞

1. オリンピック精神を体現化する東京オリンピック・パラリンピックとするため、準備、運営段階の調達プロセスにおいて、法令遵守は勿論、環境問題、人権・労働問題、公正な取り引き等の各問題に配慮すること。

2. 開会式、閉会式はじめ競技大会開催中、会場周辺地域を中心に、人の移動を含む、想定される課題に対応するため、就労調整（在宅勤務、時差出勤推奨など）の検討内容など早期に労使団体と協議し、体制を整えること。

3. 東京オリンピック・パラリンピックにおいて、協議委員会や関係自治体からの要請による各種ボランティアについて、各職場で「ボランティア休暇」の取得要件となるよう、理解・周知活動を推進すること。

4. 東京オリンピック・パラリンピックに関する公共調達を行うにあたり、男女共同参画およびワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組んでいる企業を優先するよう、評価項目に盛り込むこと。

<その他>

1. ヘイトスピーチを禁止する条例を制定し、人種差別・排他主義的な街宣活動や不当な行為を規制すること。
2. 生産者の顔が見え安全・安心で新鮮な産物を買うことができ、輸送距離が短いことから環境負荷の低減にも貢献する、食料品の地産地消を推奨すること。
また食について正しい理解を深める啓発活動と、食育推進計画や食品ロス・廃棄の削減を推進すること。

以 上